

第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、市民生活、地域経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関・薬局、事業者、市民等の各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等がひとたび発生すれば、誰もが罹患する可能性があることから、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

なお、我が国の新型インフルエンザ等対策における国、都道府県、市町村の基本的な役割分担については、国の新型インフルエンザ等対策ガイドライン付属資料「新型インフルエンザ等対策における国・都道府県・市町村の役割分担について」において示されているとおりである。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、市行動計画を策定し、実施体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、住民に対する予防接種や生活支援など、国の基本的対処方針に基づき市行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し市域の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区市町村と相互に連携協力し、市民生活が維持できるように医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

※ 指定公共機関

特措法第2条6項に規定される、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

※ 指定地方公共機関

特措法第2条7項に規定される、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区市町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

※ 登録事業者

特措法第28条1項1号に規定される、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区市町村等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている手洗い、うがい、マスク着用等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、流行時の品不足に備えて、食料品・生活必需品の備蓄に努める。

発生時には、都や市からの情報に注意し、手洗い、うがい、マスク着用、不要不急の外出自粛など、個人でも可能な感染予防策を実践することにより、自らが罹患しないよう努めるとともに、罹患が疑われる場合は、医療機関の受診ルール等を守って受診したうえ、咳エチケットなど他人へ感染させない適切な行動をとる。

2 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的に社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

市においては、新型インフルエンザ等の発生前から、全庁で情報共有を行い、それぞれの部署の役割に応じた取組を推進するとともに、国、都ほか関係機関と相互の連携を強化しておく。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、発生段階に関わらず、市は、流行状況、被害の状況、市民生活への影響等に注視し、必要に応じ会議を開催するなどして、情報共有を図るほか協議を行い必要な対応をとる。

また、政府が特措法第32条に基づき緊急事態宣言を行った場合は、特措法第34条に基づき市対策本部を設置し、対策本部が核となって市域の対策を総合的に推進する。

ただし、流行状況により必要がある場合は、政府による緊急事態宣言が出されていない中でも市対策本部を設置し必要な対応をとる。

また、市職員の出勤率の低下などにより、市民の生命及び健康を守る業務及び市民生活に欠かせない業務などの継続が危ぶまれる場合は、事業継続計画を適用し、不急業務の縮小・廃止を行ったうえ、優先度の高い業務へ職員を重点的に配置することとする。

(1) 市対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長，教育長
- ・本部員 調布消防署長又はその指名する消防吏員
調布市組織条例第1条に規定する部の長，担当部長及び参事並びに教育部長
- ・本部職員 市の職員のうちから市長が任命

イ 本部会議

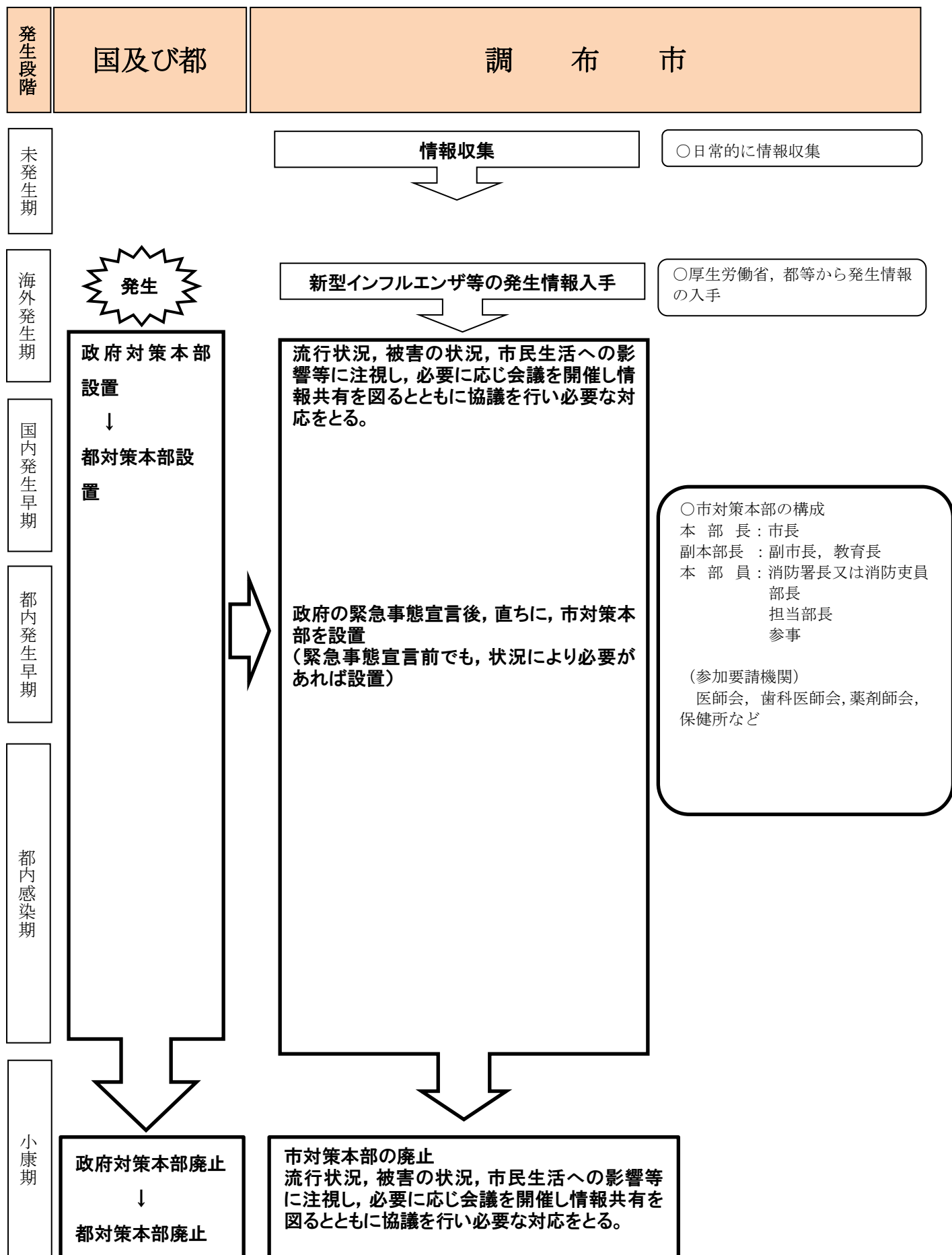
- ・本部長は必要に応じ、本部の会議を招集する。
- ・本部会議は、本部長，副本部長，本部員をもって構成する。

ウ 本部会議における協議事項

- ・政府対策本部長が定める基本的対処方針に基づく対策の実施に関すること。
- ・市民の生命及び健康の維持に関すること。
- ・市民生活及び地域経済の安定に関すること。
- ・新型インフルエンザ等の感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- ・新型インフルエンザ等に係る医療の提供体制の確保に関すること。
- ・新型インフルエンザ等対策に係る広報及び相談体制に関すること。

- ・ 新型インフルエンザ等に係る予防接種の実施に関する事。
- ・ 他の方公共団体その他の関係機関との連携に関する事。
- ・ 通常業務の休止、縮小又は継続に関する事。
- ・ 本部職員の仕事の執行体制に関する事。
- ・ 上記のほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関する事。

(2) 新型インフルエンザ等の発生段階と実施体制



(3) 新型インフルエンザ等対策各部事務分掌

部	内 容
行政経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 政策調整に関する事 2 予算事務に関する事 3 秘書に関する事 4 広報に関する事 5 報道機関との連絡に関する事 6 他部への応援に関する事 7 その他特命に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の庶務に関する事 2 本部の指令、要請及び通知等に係る周知、調整に関する事 3 行動計画の実施に関する事 4 社会活動及び事業活動の自粛の要請等に関する事 5 指定（地方）公共機関との連絡調整に関する事 6 食料品等の確保及び支援が必要となった市民に対する食料品等の配布に関する事 7 治安、消防に関する関係機関との連絡調整等、市民の安全・安心に関する事 8 住民接種の告示に関する事 9 新型インフルエンザ等に係る関係例規等に関する事 10 新型インフルエンザ等対策のため購入した物品資材の検査に関する事 11 職員の特定接種に関する事 12 職員の出勤状況に関する事 13 職員の健康管理に関する事 14 他の地方公共団体の長に対する応援の要求に関する事（特措法第 39 条） 15 職員の派遣の要請に関する事（特措法第 42 条） 16 住民接種に関する接種対象者のデータ抽出等に関する事 17 新臨時接種に関する費用免除者のデータ抽出等に関する事 18 情報システムの維持に関する事 19 新型インフルエンザ等対策に必要な物品資材の契約に関する事 20 庁舎等の防疫に関する事 21 新型インフルエンザ等対策に必要な車両等の調達及び配車に関する事 22 他部への応援に関する事
市民部	<ol style="list-style-type: none"> 1 新臨時接種に関する費用免除対象者に関する事 2 市税の徴収猶予等に関する事 3 死体埋火葬許可に関する事 4 他部への応援に関する事

<p>生活文化スポーツ部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防疫及び臨時休業に関する事 2 消費生活に関する事 3 自治会，地区協議会との連絡調整に関する事 4 市域経済の安定に関する事 5 事業者との連絡調整に関する事 6 中小企業に対する資金計画や経営の相談対応に関する事 7 他部への応援に関する事
<p>子ども生活部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防疫及び臨時休業に関する事 2 幼稚園との連絡調整に関する事 3 児童の健康管理に関する事 4 要援護者（母子等）に対する生活支援に関する事 5 他部への応援に関する事
<p>福祉健康部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防疫及び臨時休業に関する事 2 臨時遺体安置所の設置，管理，運営に関する事 3 要援護者（高齢者・障害者・要介護者）に対する生活支援に関する事 4 新型インフルエンザ等の発生状況等の情報収集に関する事 5 新型インフルエンザ等に関する症状，病原性，発生状況等の情報提供に関する事 6 感染予防の普及啓発に関する事 7 新型インフルエンザ等に関する住民相談に関する事 8 調布市医師会，保健所等との連絡調整に関する事 9 住民接種の実施に関する事 10 地域医療に関する事
<p>環境部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防疫に関する事 2 下水道業務の維持継続に関する事 3 ごみの処理業務の維持継続に関する事 4 他部への応援に関する事
<p>都市整備部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の防疫に関する事 2 他部への応援に関する事
<p>会計課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等対策に係る伝票審査及び支払執行・収入に関する事 2 他部への応援に関する事

<p>教育部</p>	<p>1 所管施設の防疫に関すること 2 市立学校の防疫及び臨時休業に関すること 3 市立学校との連絡調整に関すること 4 児童の健康管理に関すること 5 市立学校の感染状況に関すること 6 他部への応援に関すること</p>
<p>選挙管理委員会事務局</p>	<p>1 他部への応援に関すること</p>
<p>監査事務局</p>	<p>1 他部への応援に関すること</p>
<p>議会事務局</p>	<p>1 他部への応援に関すること</p>